

「北中小学校いじめ防止基本方針」

～ いじめを見抜き、しない、させない、許さない！

人権を大切にする感性と判断力と行動力を育み、人を尊重する子どもを育てる ～

第1章 「いじめを見抜き、しない、させない、許さない！」本校の考え方

1 基本理念

いじめは、子どもの内面を深く傷つけ、その人格と将来にわたる成長に影響を及ぼす、重大な人権問題である。しかし、学校における教育活動が集団をベースに行われている以上、いじめが生起する可能性がある。そのため、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、いかなるいじめをも絶対に許さない姿勢で教育活動に取り組み、子どもたちの集団や人間関係を的確に把握し、いじめの前兆を見逃さず早期発見に努める。また、子どもたちに、「いじめを見抜き、しない、させない、許さない！」人権を大切にする感性と判断力と行動力を育み、お互いに尊重し合える集団を育成するため、北中小学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

*具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

- (1) 名称 「いじめ防止委員会」
- (2) 構成員 校長、教頭、首席、指導教諭、生徒指導担当者、人権教育担当者、支援教育CO、養護教諭、子どもサポート、学年主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

- (3) 役割
- ◆ 学校いじめ防止基本方針の策定及びP D C Aによる見直し作業を行う
 - ◆ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う（いじめの早期発見・事案対処）
 - ◆ 基本方針に基づく具体的取組の企画・運営・管理を行う
 - ◆ いじめ事案発生時に臨時対策会議を開く 等

4 年間計画

「いじめ防止基本方針」に基づき別添計画書のとおり実施する。

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

「いじめ防止委員会」は、原則月1回実施し、子どもたちの現況や取組の進捗状況について意見交換を行い、課題や成果について検討する。また、基本方針や計画が学校の実情に即して適切に機能しているか点検を行い、必要に応じて見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2. いじめ防止のために

(1) 〈 いじめについての共通理解 〉

- ① 教職員は、年度当初の教育計画作成時に検討・確認を行う。また、職員会議や研修の場において事例の検討を行うなど、いじめに対する理解を深める。
- ② 複数の教職員で児童を見守ることで教師の固定概念をとりのぞき、多角面から児童の様子を観察する。また、指導の在り方についても教職員集団として確認しあい、その資質向上に努める。
- ③ 全児童に全ての学校生活の場において、いじめは重大な人権問題であることを理解させ、「いじめを見抜き、しない、させない、許さない！」という人権を大切にすることを養う。また、自分を客観的に見つめる力や、物事の善悪を判断する力を付ける。

(2) 〈 態度・能力の育成 〉

いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認めあい、尊重しあえる態度を養うことや、児童が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、道徳をはじめとする全授業において道徳的資質を養うとともに、集団づくりを意識した展開の工夫やとりくみを行う。さらに、セカンドステップなどを活用し、相手の気持ちを考えること、自らの感情のコントロール、問題解決の方法についてのスキルを体得させることを通じて、児童のコミュニケーション力向上に努める。

これらの活動を通し、児童が自らいじめについて学び、取り組む姿勢を養う。

(3) 〈 アンケート等の活用 〉

いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして捉え、いじめに関するリーフレット・生活アンケートなどを活用し、集団から認められていないと感じている児童、支援を必要とする児童をいち早く発見し、学年集団で解決の糸口を早急に検討する。

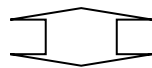
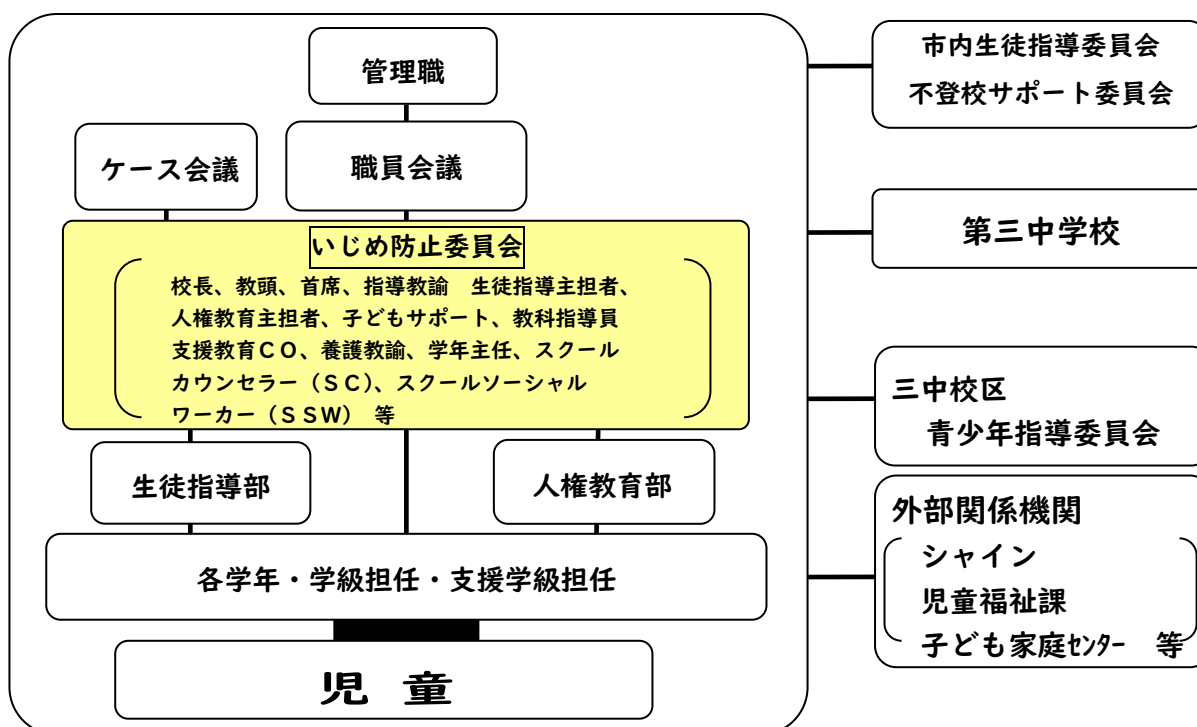
(4) 〈 安心・安全な学びの集団 〉

自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、学年学級活動や行事の中で一人ひとりが役割を持ち、活躍することで達成感の積み重ねを行う。また、全ての児童が内容を理解して参加できる授業を創意工夫し、安心・安全な学びの集団を構築する。

(5) 〈 家庭との連携・啓発 〉

積極的に家庭との連携を深めるとともに、PTA講演会などでいじめに対する理解の共有を行い、家庭への啓発を行っていく。

【未然防止のための校内体制】



PTA・子ども会などの地域の人材・団体

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていいる児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっていいる場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れていいるいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められていいる。

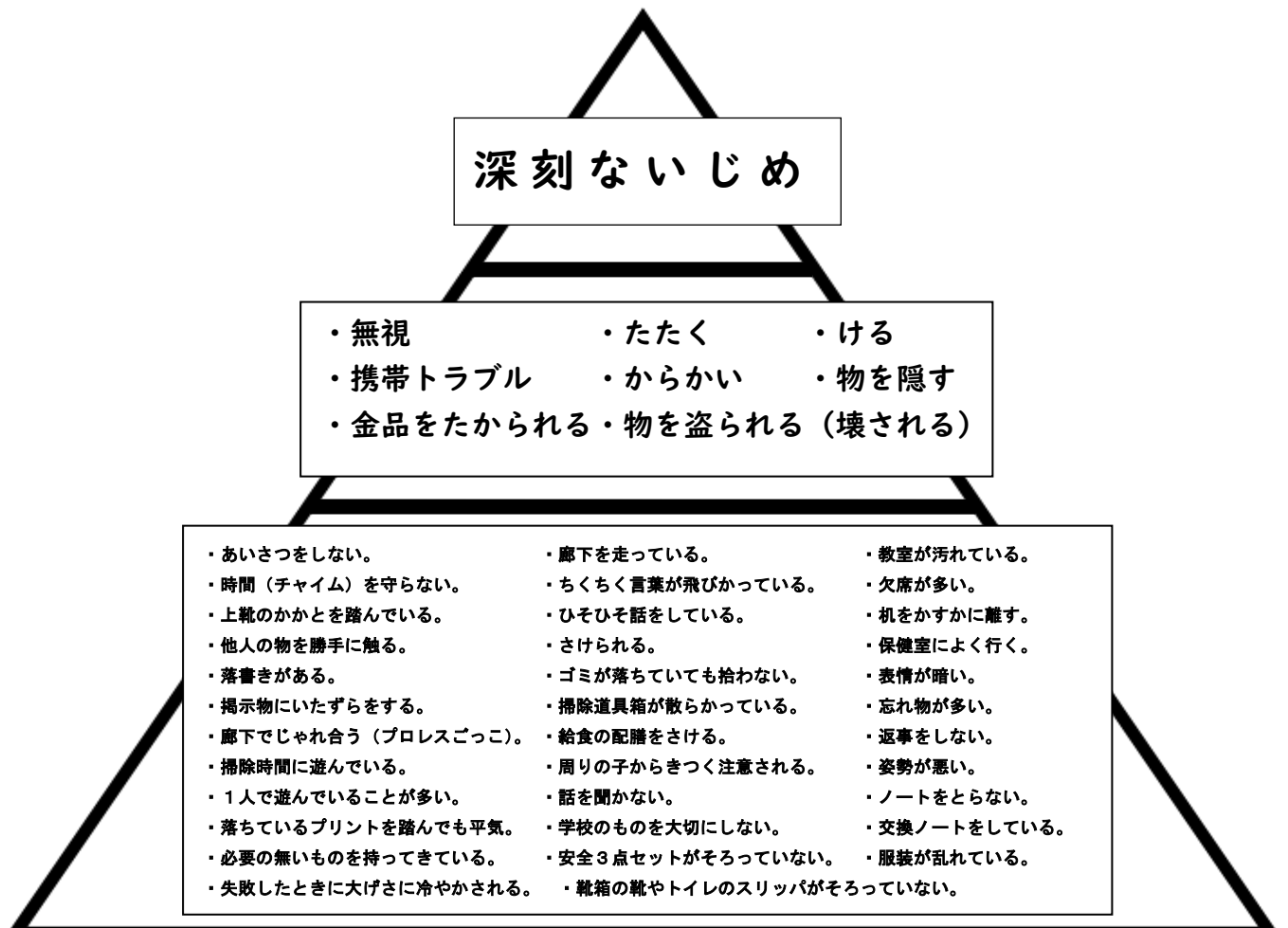
また、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないことや教職員が積極的に情報交換をを行い、情報を共有することが大切である。

2. いじめの早期発見のために

(1) <実態把握の方法>

実態把握の方法として、「北中ヒヤリ・ハット」の共有と学期に一度「楽しい学校生活を送るためのアンケート」を実施する。その中で、「いやなことがある」や「いやなことを言われる」と答えた児童に対して個別に聞き取りを行う。日頃から児童と教師との関係づくりを大切にし、児童同士の関わり合いの変化や児童の何気ない言動・態度などに注意して、早期発見に努める。

(北中ヒヤリ・ハット)



(2) <家庭との連携>

家庭と連携して児童を見守るため、授業参観後の学級懇談会や学期末の懇談会、家庭訪問などで、情報の交換をする。また、学級だより・学年通信・校長室だよりなどを通して学校での児童の様子や実態を伝える。家庭からは、連絡帳などを通じて、気になることや家庭での様子を伝えてもらい把握に努める。

(3) <相談体制>

児童、その保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、ふわふわ相談室および保健室に相談室を設置し、集会やプリントで広く周知する。

また、必要に応じて中学校区のカウンセラーによるカウンセリングの紹介などを行う。

いじめ防止委員会により、相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取り扱いについて細心の注意を払い関係機関と連携しながら適切に取り扱う。

第4章 いじめ生起時の対応

1. 基本的な考え方

第1章の基本理念に基づき、すべての関係者が、常にこの問題について敏感に、一人の犠牲者も出さないという強い意志をもち、学校・教育委員会と家庭・地域とが連携して、情報を共有しながら、解決していかなくてはならない。

いじめ生起時は、まず、いじめを受けた児童の安全や心のケアを最優先する。いじめを受けた児童は、精神的に非常に不安定な状態になっていることもあり、精神的回復、人間的信頼の回復に努めていかなければならない。その際には、周りの友人からの励ましや家族、教職員の支援も重要な役割となる。

しかし、いじめた児童自身が深刻な課題を有していることも多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、後悔し、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。

教職員は「いじめは人として絶対に許されない行為である」という共通認識のもと、教育活動を通じて、いじめの早期発見、早期対応、早期解決に努めていかなければならない。

2. いじめられた児童とその保護者への対応・支援

(1) <事実確認>

いじめと疑われる行為を発見した場合、もしくは、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、いじめられている児童にも責任や原因があるという考えは持たず、いじめられた児童の自尊感情を傷つけないように十分留意しながら、事実関係を真摯に傾聴する。

また、いじめを認知した教職員は、一人で抱え込まずに速やかに学年の教職員や管理職、いじめ防止委員会に報告し、情報を共有する。

(2) <児童の安全確保>

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して児童を守り通すことや秘密を守ることを伝え、出来る限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

(3) <児童の心のケア>

いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制を作り、児童にとって安心できる環境を確保する。また、教員をはじめ、スクールカウンセラー等の協力も得ながら心のケアを十分にしていく。

(4) <事象の対応と継続的な支援>

いじめの事実内容が把握できた上で、いじめられた児童に対して、いじめた児童から謝罪と、今後決していじめをしない約束をさせ、安心させる。そして、家庭訪問等により保護者に直接会って判明した情報を適切に伝え、児童の家庭での様子を伺えるように継続して連絡をとるようにする。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要に応じた支援を行う。

また、いじめによって、身体的および金銭的に重大な問題が被害者に生じるおそれがある場合は、速やかに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。また、いじめ自体に犯罪性を有すると考えられるものに関しては、いじめられている児童を二次被害から守るという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

3. いじめた児童への指導とその保護者への助言・対応

(1) <事実確認>

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

周辺の児童からも事実関係の聴取を行う。

(2) <組織的な対応>

いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教師・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。

(3) <いじめた児童への指導とその保護者との連携>

事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させる。そして、自らの行為の責任の重大さを自覚させ、いじめられた児童へ謝罪させる。

(4) <再発の防止>

いじめた児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮しながら複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、再発防止に取り組む。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に対応する。

4. いじめが起きた集団への働きかけ・指導

「観衆」・・・いじめを同調していたりはやし立てたりしている者

「傍観者」・・・いじめを見て見ぬふりをしている者

(1) 「観衆」や「傍観者」の児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

- ① いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ② 「観衆」や「傍観者」の児童に対しても、自分の行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。
- ③ 全ての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせる」ということを児童に徹底して伝える。

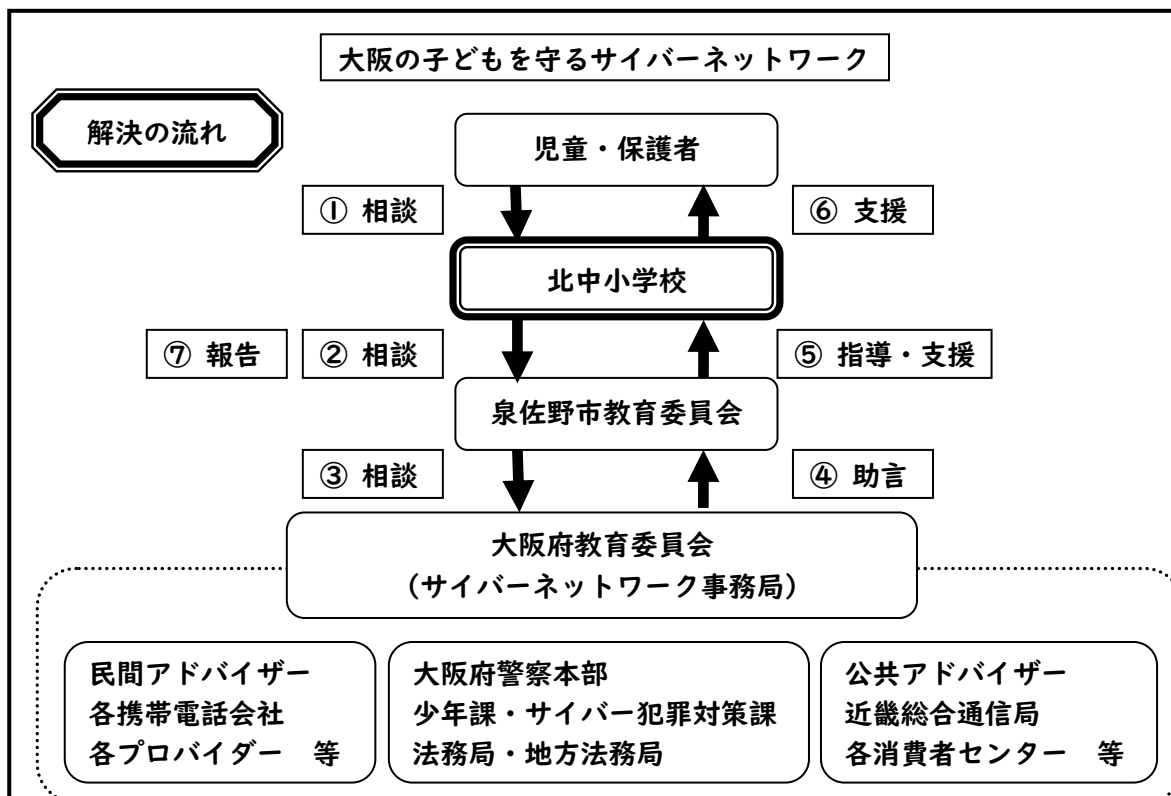
(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童だけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。

- ① 全ての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で自らの良さを発揮しながら、学校生活を安心してすごせるように努める。
- ② 認知されたいじめ事象について、地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげ、教訓化する。
- ③ いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。
- ④ 人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動の中で、児童のエンパワメントを図る。
- ⑤ 運動会や北中こどもまつり、校外学習等の学校行事を人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、児童が意見の異なる他者とも良好な人間関係をつくっていくことができるよう適切に支援する。

5. ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合

- ① 学校として問題箇所の確認、その箇所を印刷・保存
- ② 関係児童からの聞き取り等の調査
- ③ いじめ防止委員会において対応を協議
- ④ 被害にあった児童のケア
- ⑤ 必要に応じて、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」の活用



(2) 書き込みへの対応

- ① 教育委員会に報告・相談する。
- ② 被害にあった児童の意向を尊重し、該当児童・保護者の精神的ケアに努める。
- ③ 書き込みの削除、書き込んだ者やその保護者への対応は、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察等の外部機関と連携して行う。

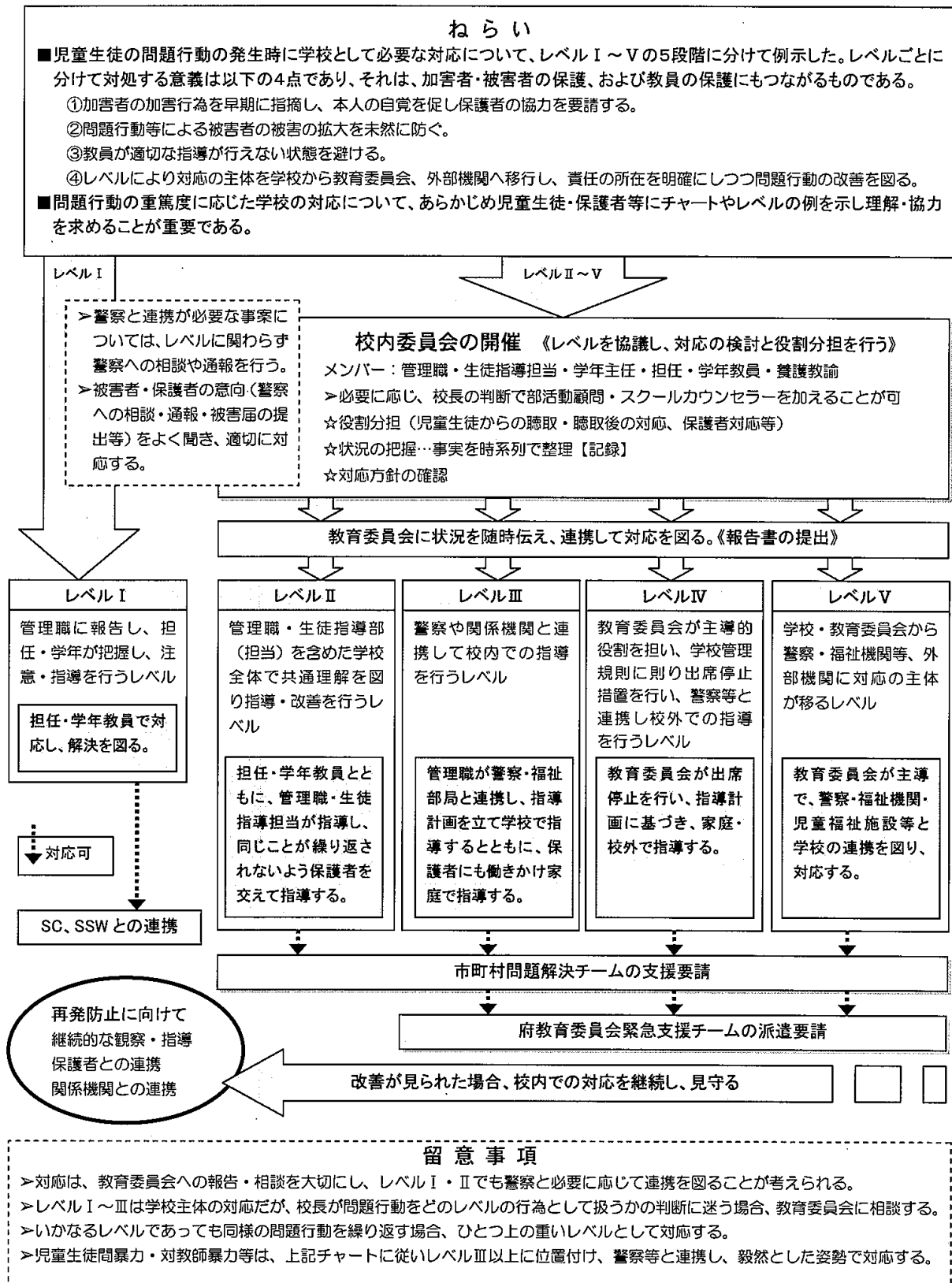
(3) 情報モラル教育の推進

各教科領域において、「情報の受け手」として必要な基本技能の学習や「情報発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設けるとともに、保護者への啓発も

6. 問題行動対応チャート

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

大阪市教育委員会資料に基づき作成



いじめの内容が明らかな犯罪行為と認められた場合

学校は、事実を確認した上で、いじめの行為の中に、暴行、恐喝など犯罪が認められた際には、学校だけで抱え込むことなく、事案により警察等関係機関に相談します。被害の子どもや保護者が被害届を提出した際には、学校は、全教職員による見守り体制を整え、被害の子どもの心身の安心と安全を確保します。また、子どもの生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合には、学校は直ちに警察に通報して対応します。警察等関係機関との連携にあたっては、学校の対応状況や関係者から聞き取った内容を整理しておくことが大切です。

いじめが抵触する可能性がある刑罰法規の例について

暴行 (刑法第208条)	暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例 プロレスと称して同級生に殴る、蹴るの暴力をふるった。
恐喝 (刑法第249条)	人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。 事例 因縁をつけた上で、現金等を巻き上げた。
傷害 (刑法第204条)	人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 事例 顔を殴り鼻骨骨折等のケガを負わせた。
強要 (刑法第223条)	生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。 3 前2項の罪の未遂は、罰する。 事例 コンビニで万引きさせた。家の現金を持ち出させた。
窃盗 (刑法第235条)	他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 事例 カバン等の所持品を盗んだ。
器物損壊等 (刑法第261条)	前3条に規定するもの(公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷)のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。 事例 携帯電話を故意に破損させた。教科書やノートを破いた。
強制わいせつ (刑法第176条)	13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。 事例 無理矢理に服を脱がせて裸にした。

第5章 いじめの「解消」について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合も、必要に応じ他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(3か月を目安)継続していること。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。